

実施方針に関する質問書への回答

入札説明書等：入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、提出書類作成要領及び様式集、基本契約書（案）、設計及び建設工事請負契約書（案）、運転維持管理業務委託契約書（案）モニタリング基本計画書、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別に入札説明書等という。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
1	1	第1章	1.	(3)				本事業の目的(2段落目)	「(前略)「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、本事業においても、脱炭素に係る積極的な提案を期待する」について、この宣言では「市民、事業者、行政が一丸となって(中略)2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す」とされています。本事業の建設工事の工期末は2033年予定であり、仮に、小水力発電の導入で建設費が予定価格超過となる場合は、将来的に行政が導入可能な施設構造を提案とすることで、民間提案として評価頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第1章	1	(4)	イ			事業概要	保守管理業務で、保守点検業務(劣化具合の判断と対策)を行い、点検結果に基づいた修繕業務(補修の内容)を行うと考えられますが、修繕業務に掛かる金額は計上されていますか。また、計上されていない場合は協議対象となりますか。具体的にどこ教授願えませんか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
3	2	第1章	1	(4)	イ			事業概要	新浄水場は、「整備業務」および「運転維持管理業務」が含まれ、場外施設は、「整備業務」および「保守点検業務」が含まれます。また、管路は「整備業務」となっています。場外施設の保守点検および修繕はどのような内容を考えていますか。 (①新浦上配水池②赤迫高部、道ノ尾、東高田2号、南陽台高部、まなび野高配水池および高田超減圧槽)	入札説明書等において公表します。
4	2	第1章	1.	(4)	イ			事業概要	「新浄水場については運転維持管理を行い、場外施設については保守点検を行う」について、保守点検には「令和15年4月1日～令和30年3月31日までの15年間」の対象施設の壁面塗装や槽内の防水塗装のメンテナンス及び補修は含まれていないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	2	第1章	1	(4)	イ			事業概要	『新浄水場については運転維持管理を行い、場外施設については保守点検を行うものである。(新浦上配水池・新女の都ポンプ場・新導水ポンプ場(長与町)・第2浄水場(改良)等を対象)』と記載があります。保守点検とは、15年間(令和15年4月1日～令和30年3月31日)の、対象施設における塗装・防水のメンテナンス、及び補修等が含まれていると考えて宜しいでしょうか。	No.4をご参照下さい。
6	2	第1章	1.	(4)	ウ			事業方式(2段落目)	「防災・安全交付金(水道施設再編推進事業)、水道水源開発等施設整備費国庫補助金(水道施設機能維持整備費)の対象事業として実施する予定」について、設計・施工業務のうち交付金の対象範囲・内容は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提示の予定はありません。
7	2	第1章	1	(4)	エ			事業期間について	設計及び建設工事期間が令和15年3月31日までとありますが、設計期間は事業者提案でよろしいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
8	2	第1章	1.	(4)	エ			事業期間	「設計及び建設工事期間」について、本事業対象外の工事(県発注の長崎水害緊急ダム事業などの関連工事)がある程度完了しないと、管路整備業務は実施できないと思われます。本事業対象外の工程については、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
9	2	第1章	1	(5)				本事業の対象範囲	交付金の申請や行政手続き等に対するの協力について、具体的な時期および内容をご教示願います。	本事業では国の防災・安全交付金事業(水道施設再編推進事業)等の受給を計画しており、適切な時期に設計・施工業務で作成・検討する資料(設計書、図面等)の提供を求めることなどが考えられます。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
10	2	第1章	1.	(5)				本事業の対象範囲	「事業期間を通して(中略)の申請や行政手続き等に対して協力を行う」について、管路整備業務においては、完成・引渡し・検査書類ベースでの協力との理解で宜しいでしょうか。また、協力した出来高毎に工事引渡しとし、その引渡し後の瑕疵担保期間は民法上の期間であるとの理解で宜しいでしょうか。	管路整備業務においては、完成・引渡し・検査書類ベースでのご協力を想定しております。また、瑕疵担保期間については、入札説明書等において公表します。
11	2	第1章	1.	(5)				本事業の対象範囲(1段落目)	「省エネ型機器や太陽光発電、位置エネルギーを有効活用した小水力発電等、新技術や新しい整備手法の積極的な導入を期待する」について、発注者が設定した本事業の運転維持管理費の予定価格には、これらの機器や発電設備の使用を前提とした光熱費燃料等の調達管理業務(4頁 c・7つ目)のコスト縮減が見込まれていないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	2	第1章	1.	(5)				本事業の対象範囲(1段落目)	「省エネ型機器や太陽光発電、位置エネルギーを有効活用した小水力発電等、新技術や新しい整備手法の積極的な導入を期待する」について、発注者が設定した本事業の設計および建設費の予定価格には、これらの省エネ型機器や発電設備、新技術・手法が見込まれていないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	2	第1章	1.	(5)				本事業の対象範囲(1段落目)	「省エネ型機器や太陽光発電、位置エネルギーを有効活用した小水力発電等、新技術や新しい整備手法の積極的な導入を期待する」について、太陽光発電、小水力発電で運転維持管理の電気代が低減します。この場合、運転維持管理期間で支払われる電気代は、前述のとおり低減された電気代が支払われるという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
14	2	第1章	1.	(5)				本事業の対象範囲(1段落目)	「小水力発電等、新技術や新しい整備手法の積極的な導入を期待する」について、小水力発電を検討する上での本浄水場における「有効落差エネルギー、水量の条件」は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
15	2	第1章	1.	(5)				本事業の対象範囲(2段落目)	「事業期間を通して(中略)の申請や行政手続き等に対して協力を行う」について、行政手続き等の「等」には、他にどのような業務が想定されますでしょうか。また、協力する具体的な内容は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	各管理者への占用手続き等を想定しています。
16	2	第1章	1.	(5)				本事業の対象範囲(2段落目)	「事業期間を通して(中略)の申請や行政手続き等に対して協力を行う」について、それに費やす労力や費用が、入札価格の設定回数・見積金額を超過した場合は、市町の負担(別紙2 リスク分担表 1/3 No.35)とし、設計変更協議を実施して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の負担です。
17	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)		施設概要	より良い提案をするため、本事業の発注に際し、発注者が設定された主要な新設施設の土砂災害対策工事の対策内容を具体的に教えて下さい。	事業者の提案によります。
18	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)		施設概要	より良い提案をするため、本事業の発注に際し、発注者が設定された主要な新設施設の浸水対策工事の対策内容を具体的に教えて下さい。	事業者の提案によります。
19	3	第1章	1	(5)	ア	(ア)		施設概要	施設能力29,535m ³ /日に対し、水利使用可能水量が39,500m ³ /日と大きく上回っていますが、各水源の取水比率、取水量の設定は事業者提案でよいですか。	事業者提案としますが、基本的な運用としては、萱瀬ダム、JR長崎トンネル湧水を優先的に使用し、浦上ダム水源で調整する想定としています。
20	3	第1章	1	(5)	ア	(ア)		施設概要	施設能力29,535m ³ /日は、原水ベースの取水量(浄水ロス含む水量)でしょうか。送水可能な水量(浄水ロスを差し引いた水量)でしょうか。	送水可能な水量(浄水ロスを差し引いた水量)です。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
21	3	第1章	1	(5)	ア	(ア)		施設概要	主要な新設施設の浄水施設で浄水池等とありますが、「等」は急速ろ過を想定して、沈澱池や急速ろ過池を見込んでいるでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	3	第1章	1	(5)	ア	(ア)		施設概要	「※土砂災害対策工事、浸水対策工事を含む」とありますが、検討されている具体的な対策工法をご教示願います。	事業者の提案によります。
23	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「排水処理方式：機械脱水方式」について、発注者が設定した本事業の脱水機型式(例えば、短時間型加圧脱水機など)の基本計画をご教示願います。	予定価格に係る情報は非公表とします。
24	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「施設能力：29,535m3/日」について、これは場内ロスも含んだものとの理解で宜しいでしょうか。また、含んでいない場合、提案する施設能力は、場内ロスを含めた水量とすべきでしょうか。ご教示願います。	場内ロスは含んでいません。後段はご理解のとおりです。
25	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「浄水処理方式：前処理＋膜ろ過」について、発注者が設定した本事業の新浄水場整備、運転維持管理業務の基本計画と予定価格は、「前処理＋膜ろ過」を前提として適正に算出されているとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
26	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「主要な新設施設：※土砂災害対策工事」について、本事業の基本設計で発注者が検討されている具体的な対策工法をご教示願います。	事業者の提案によります。
27	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「主要な新設施設：※土砂災害対策工事」について、発注者が設定した本事業の基本設計および予定価格は「崩落した土砂から各新設施設を防護する対策」で計画されているとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
28	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「主要な新設施設：※土砂災害対策工事」について、公告期間中に発注者から提供される資料を使用して事業者が提案した対策が、受注後に行う詳細設計業務(追加調査を含む)で計画変更を余儀なくされた場合(事由：提供資料の不足や間違いの発覚)は、設計変更協議の対象とするとの理解で宜しいでしょうか(別紙2 リスク分担表 2/3 No.40)。	別紙2 リスク分担表 をご参照ください。
29	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「主要な新設施設：※土砂災害対策工事」について、本事業用地へ影響を及ぼす土砂は、本事業用地外の民地から本施設側に崩落して来るものと予測されます。公告段階で民地の地質調査結果が対策検討上で不足しており、受注後の設計・調査業務において土砂災害対策工事の契約内容を変更する必要性が生じた場合は、設計変更協議の対象とするとの理解で宜しいでしょうか(別紙2 リスク分担表 2/3 No.40)。	別紙2 リスク分担表 をご参照ください。
30	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「主要な新設施設：※土砂災害対策工事」について、本事業用地外となる民地の使用を必要とする対策は、その実現が不確かとなります。よって、公告段階でその必要性が生じた場合は、技術提案書に「提案する対策の前提条件」を明記しておけば、許認可を含めて本契約とは別途で協議して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業用地内での提案といたします。
31	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「主要な新設施設：※浸水対策工事」について、本事業の基本設計で発注者が検討されている具体的な対策工法をご教示願います。	事業者の提案によります。
32	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「主要な新設施設：※浸水対策工事」について、発注者が設定した基本設計および予定価格では「主要な新設施設のみを浸水させない対策」で計画されているとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
33	3	第1章	1.	(5)	ア	(ア)	表	施設概要	「主要な新設施設：※浸水対策工事」について、本事業用地の浸水水位が県事業で実施する長崎水害緊急ダム事業または完成後のダム運用上の影響で、発注者から提示された浸水計画水位(入札段階及び調査設計段階の提示条件)を超過し、本事業の施設が浸水した場合は、本事業の事業者者に責が一切問われないとの理解で宜しいでしょうか(別紙2 リスク分担保表 2/3 No.43, 58)。	ご理解のとおりです。
34	3	第1章	1.	(5)	ア	(イ)		本業務の対象施設業務範囲	「保守管理」について、場内配管の保守管理においては目視で確認可能な配管との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです
35	3	第1章	1.	(5)	ア	(イ)		本事業の対象施設業務範囲	より良い提案をするため、本事業の発注に際し、発注者が設定された既設構造物の撤去方法と処理方法を教えて下さい。	法令・通知などを例とする必要がありますが、事業者の提案によります。
36	3	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	表	本事業の対象施設業務範囲(共同整備分)	「既設構造物の撤去」について、公告期間中に発注者から提供される資料で事業者が既設構造物の撤去範囲を計画・提案し、受注後に行う詳細設計業務(追加調査を含む)でその範囲変更を余儀なくされた場合(事由: 提供資料の不足や間違いの発覚)は、設計変更協議の対象とするの理解で宜しいでしょうか(別紙2 リスク分担保表 2/3 No.40)。	別紙2 リスク分担保表 をご参照ください。
37	3	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	表	本事業の対象施設業務範囲(共同整備分)	「既設構造物の撤去」について、技術提案のため、発注者が基本設計で適正とされた既設構造物の撤去・処理方法(標準案: 法令上厳守すべき周辺家屋への騒音・振動対策、産業廃棄物処理)をご教示願います。	予定価格に係る情報は非公表とします。
38	3	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	表	本事業の対象施設業務範囲	「保守管理」について、共同整備分で「送水施設」、長崎市整備分・長与町整備分のそれぞれで「送水ポンプ設備」が対象とされていますが、保守管理内容が重複して表記されているという理解で宜しいでしょうか。	重複していません。
39	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務「・」の6つ目	「その他関連業務(長崎市及び長与町の水道事業変更認可申請書作成業務を含む)」について、変更認可完了には相応の時間を要すると考えます。これに対し、本事業の浄水処理に係る施設の工事着工は変更認可完了後という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務「・」の6つ目	「その他関連業務(長崎市及び長与町の水道事業変更認可申請書作成業務を含む)」について、本事業の浄水処理に係る施設の変更認可は、発注者が実施するものと考えますが、事業者の責によらない変更認可の遅れ(事由: 発注者と国土交通省との協議や審査の遅延・遅滞)が生じた場合は、設計・建設期間の工期(提案前倒し含む)を延長して頂けるとの理解で宜しいでしょうか(別紙2 リスク分担保表 1/3 No.12)。	ご理解のとおりです。
41	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務「・」の6つ目	「その他関連業務」について、この関連業務とは、()内の業務の他にどのような業務を想定されているのかご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
42	4	第1章	1	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務	「各種申請書類作成等業務(関係機関との協議調整等を含む)」とありますが、変更認可申請以外、具体的にどのような申請があるのでしょうか。	調査設計業務を行う上で、必要な申請書類(水道事業変更認可申請書、建築確認申請書等)、会計検査用資料及び本市町が作成する交付金申請書の関係書類の作成等を想定しております。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
43	4	第1章	1	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務	「その他関連業務(長崎市及び長与町の水道事業変更認可申請書作成業務を含む)」とありますが、長崎市及び長与町変更認可申請の変更要件は、本整備にかかわる「浄水方法の変更」のみの理解で宜しいでしょうか。	水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月版) P8 表-1 変更認可の要件 (1)給水区域の拡張 (2)給水対象の増加 (3)給水人口の増加 (4)給水量の増加 (5)水源の種別の変更 (6)取水地点の変更 (7)浄水方法の変更 上記のうち本整備にかかる変更を行うものについて対象とします。
44	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	a b	調査・設計業務、建設業務	「a. 調査・設計業務、b. 建設業務」について、建築基準法で定められている工事監理業務の記載がありませんが、当該工事監理業務は、市町又はモニタリング企業が行う、または別途で発注するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務「・」の1つ目	「各種調査業務(現地測量、(中略)電波障害等調査等)」について、電波障害等調査「等」の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。また、記載事項以外の想定が無ければ、この「等」は削除願います。	事業者の提案によって発生する追加調査や本事業を行うにあたって必要な調査を想定しています。
46	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務「・」の2つ目	「説明会等実施支援業務」について、説明会等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。また、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	周辺住民、権利者、自治会向けに本市町が実施する説明会を想定しています。
47	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務「・」の5つ目	「各種申請書類作成等業務(関係機関との協議調整等を含む)」について、各種申請の内容は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、各種申請書類作成等の「等」および()内の協議調整等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。なお、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	各種申請書類作成等業務については、本事業において必要となる各種申請書の作成及び関係機関との協議及び調整を想定しています。本申請業務は事業者の提案により、本事業に必要な申請を行うことを求めます。
48	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	a	調査・設計業務「・」の5つ目	「各種申請書類作成等業務(関係機関との協議調整を含む)」について、本業務の対象となる関係機関をご教示願います。また、それらの関係機関は、入札説明書で明示されるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
49	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	新浄水場試運転時も道ノ尾浄水場、浦上浄水場を運用していると考えられます。新浄水場試運転時は、浦上ダム、壱瀬ダム及びJRTトンネル湧水それぞれの水源から使用できる水量は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案としますが、水利使用可能水量を超えての取水はできません。
50	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、既設から新設への切替業務に期間の制限(例えば、1ヶ月以内に切替、1週間で切替など)がございましたらご教示願います。	工事期間内までに供用できれば問題ありませんが、住民への水道サービスに影響がなく、適切な試運転及び切替計画の立案を求めます。
51	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、入札公告資料に記載されていない、もしくは既設(道の尾浄水場、浦上浄水場及び長与第二浄水場)の運用状況により、切替に要する期間が事業者提案よりも延長した場合は、それに伴う工期延長及び生じた費用について、設計変更対象として認めて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙2 リスク分担表 をご参照ください。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
52	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、既設導・送水管路のバルブ操作、洗管作業及び既設浄水場の浄水量調整が生じますが、これは発注者がご対応する(事業者の範囲外)との理解で宜しいでしょうか。また、事業者が提案した切替業務及び期間について、発注者は積極的にかつ友好的に協力頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、発注者が設定した基本設計・計画における「既設である道の尾浄水場、浦上浄水場の廃止及び新浄水場への切替スケジュールと手順」をご教示願います。	提示の予定はありません。
54	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	洗管作業に伴い発生する排水の対応は発注者の範囲と理解してよろしいでしょうか。事業者の範囲となる場合、各場外管路の排水先のご提示をお願いします。また、排水する際の水に、水量、水質に条件はあるでしょうか。	質問内容が不明瞭であるため、お答えしかねます。
55	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務	試運転調整、切替え対応業務とありますが新設への切替のスケジュール及び切替期間を御教授下さい。	事業者の提案によります。
56	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務	「試運転調整、切替え対応業務」について、管路整備業務としては、敷地内配管との接続までが切替え対応業務の対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	接続し、運用開始後、給水への影響がないことを確認するところまでと考えております。
57	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務	「建設業務」について、建築物でない構造物(土木構造物である水槽や外構工作物、天日乾燥床)については、建築物と同様な工事監理業務は無いものとの理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務は事業対象外です。
58	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の1つ目	「建設業務(・・・、必要に応じて既存施設の撤去)」について、「必要」の基準が不明確です。提案する新浄水場施設を施工するうえで支障を来さない既存施設部分が、撤去に「必要」ではないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)をご参照ください。
59	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の1つ目	「建設業務(・・・、必要に応じて既存施設の撤去)」について、適正な入札価格を算出するため、本事業の新浄水場整備において既存施設の撤去で「必要」でないと判断する基準をご教示願います。	No.58をご参照してください。
60	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の2つ目	「建設に伴う各種申請等の業務(関係機関との協議調整を含む)」について、各種申請の内容は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、各種申請等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。なお、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	建設に伴う各種申請書類作成等業務については、本事業において必要となる各種申請書の作成及び関係機関との協議及び調整を想定しています。本申請業務は事業者の提案により、本事業に必要な申請を行うことを求めます。
61	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の2つ目	「建設に伴う各種申請等の業務(関係機関との協議調整を含む)」について、本業務の対象となる関係機関をご教示願います。また、それらの関係機関は、入札説明書で明示されるとの理解で宜しいでしょうか。	No.48をご参照下さい。
62	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	b	建設業務「・」の4つ目	「その他関連業務」について、この関連業務とは、どのような業務を想定されているのかご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
63	4	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	c	運転管理業務「・」の7つ目	「光熱費燃料等の調達管理業務」について、光熱費燃料等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。また、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
64	5	第1章	1.	(5)	ア		c	運転管理業務	災害、事故及び緊急時対応業務に関して災害時の備蓄品(食料・毛布)は必要ですか。必要の場合はどの程度を見込まれているのかご教示願います。	事業者の提案とします。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
65	5	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	c	運転管理業務「・」の13番目	「その他関連業務」について、この関連業務とは、どのような業務を想定されているのかご教示願います。	提案内容に応じ、特に必要となる業務について、本市町と協議の上、必要に応じて実施するものとします。
66	5	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	d	保守管理業務	保守点検業務について発注者が設定した基本設計・計画における業務内容を入札説明書にて明確にご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
67	5	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	d	保守管理業務	修繕業務について発注者が設定した基本設計・計画における業務内容を入札説明書にて明確にご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
68	5	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	d	保守管理業務	防犯業務について発注者が設定した基本設計・計画における業務内容を入札説明書にて明確にご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
69	5	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	d	保守管理業務	その他関連業務に含まれる業務にはどのような業務が想定されているかご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
70	5	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	e	長期更新計画業務	長期更新計画業務について、具体的な業務内容を入札説明書にてご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
71	5	第1章	1.	(5)	ア	(イ)	e	長期更新計画業務	「長期更新計画業務」について、具体的な業務内容の記載をお願いします。	要求水準書(案)をご参照ください。
72	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)		施設概要	より良い提案をするため、本事業の発注に際し、発注者が設定された新浦上配水池造成工事における掘削方法と周辺住民に対する騒音・振動対策を教えてください。	予定価格に係る情報は非公表とします。
73	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)		施設概要	より良い提案をするため、本事業の発注に際し、発注者が設定された新導水ポンプ場(長与町)の浸水対策工事の対策内容を具体的に教えてください。	事業者の提案によります。
74	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)		施設概要	より良い提案をするため、本事業の発注に際し、発注者が設定された第2浄水場の浸水対策工事の対策内容を具体的に教えてください。	事業者の提案によります。
75	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)		施設概要	より良い提案をするため、本事業の発注に際し、発注者が設定された第2浄水場の土砂災害対策工事の対策内容を具体的に教えてください。	事業者の提案によります。
76	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)		施設概要	「長崎市整備分、新浦上配水池、取付道路整備等」について、この道路は、既設浄水場敷地境界から、新浦上配水池・新女の都ポンプ場を結ぶ連絡道路との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
77	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)	表	施設概要主要な施設(長与町整備分)	新導水ポンプ場(長与町)の浸水対策工事について発注者が設定した本事業の基本設計及び予定価格では場内整備は、主要な施設のみを浸水させない対策との理解でよろしいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
78	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)	表	施設概要主要な施設(長崎市整備分)	「新浦上配水池」について、造成工事の切土のり面法肩周辺に閑静な住宅が多く存在します。また、事業用地の地質は硬岩の出現が予測されます。一方で当該事業用地は、29頁の「2. (3)建設用地の制限等」の立地条件で「騒音・振動規制:規制なし」とされていますが、発注者が設定した本事業の基本設計および建設費の予定価格では、これらの住民に対する騒音・振動対策を十分に見込んでいるとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
79	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)	表	施設概要主要な施設(長崎市整備分)	「新浦上配水池」について、29頁の「2. (3)建設用地の制限等」の立地条件で「騒音・振動規制:規制なし」とされていますが、入札価格のコスト縮減および全体工期を確実に確保するうえで、造成地で発破掘削を実施することは可能との理解で宜しいでしょうか。	個別事由については、回答を控えさせていただきます。 新浦上配水池周辺は騒音・振動規制第1種区域に指定された地域が存在します。提示した条件は建設予定地の立地条件であって、提案には周辺環境に配慮した対策がなされるものと認識しております。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
80	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)	表	施設概要 主要な施設(長崎市整備分)	「新浦上配水池」について、技術提案のため、造成工事の基本設計および建設費の予定価格の算出において、発注者が採用した掘削方法と騒音・振動対策をご教示願います。	No.72をご参照ください。
81	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)	表	施設概要 主要な施設(長与町整備分)	「新導送水ポンプ場(長与町)の※浸水対策工事」について、発注者が設定した本事業の基本設計および建設費の予定価格では、「主要な施設のみを浸水させない対策」で計画されているとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
82	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)	表	施設概要 主要な施設(長与町整備分)	「第2浄水場の※浸水対策工事」について、発注者が設定した本事業の基本設計および建設費の予定価格では、「主要な新設又は改良する施設のみを浸水させない対策」で計画されているとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
83	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)	表	施設概要 主要な施設(長与町整備分)	「第2浄水場の※土砂災害対策工事」について、発注者が設定した本事業の基本設計および建設費の予定価格では、「崩落した土砂から第2浄水場を防護する対策」で計画されているとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
84	6	第1章	1.	(5)	イ	(ア)	表	施設概要 主要な施設(長与町整備分)	「長与町整備分」について、事業者が実施する整備項目は表中に記載されている項目を基本とし、記載の無い事項については事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	基本的には事業者提案ですが、記載のない事項については技術対話にて協議をお願いします。
85	7	第1章	1.	(5)	イ	(イ)		本業務の対象施設	「※1:新浄水場に至るまでの導水施設(JR長崎トンネル湧水取水ポンプ、新導水ポンプ場(浦上)等)は本事業の対象外であり、別事業として整備を予定している」について、本工事の新浦上配水池建設・新女の都ポンプ場並びに管路整備業務との工事動線が被るものと予測しますが、取り合い関係についてはご指示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)をご参照ください。
86	7	第1章	1.	(5)	イ	(イ)		本業務の対象施設	「※1:新浄水場に至るまでの導水施設(JR長崎トンネル湧水取水ポンプ、新導水ポンプ場(浦上)等)は本事業の対象外であり、別事業として整備を予定している」について、別事業と市との協議の結果及び別事業の工事遅延で本工事が遅延した場合は、工期延長・設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙2 リスク分担表 をご参照ください。
87	7	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	※1	本業務の対象施設	「※1:新浄水場に至るまでの導水施設(JR長崎・・・(浦上)等)は本事業の対象外・・・」について、()内の(浦上)等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。	長崎県緊急ダム事業に伴う、導水管φ500(浦上ダム→新導水ポンプ場(浦上))、導水管φ200(JRトンネル湧水→新導水ポンプ場(浦上))を想定しています。別紙1で示す緑色マーク施設が対象外施設です。
88	7	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	※1	本業務の対象施設	「※1:(前略)導水施設の保守管理業務については本事業と一体で行うことが望ましいため、整備完了後、運転維持管理業務を事業者と随意契約する予定である」について、この契約は事業者で構成されるSPCと締結するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	7	第1章	1	(5)	イ	(イ)	a	調査・設計業務	「その他関連業務(長崎市及び長与町の水道事業変更認可申請書作成業務を含む)」とありますが、具体的にどのような申請でしょうか。	長崎市及び長与町の本整備事業に伴う水道事業変更認可申請です。
90	7	第1章	1	(5)	イ	(イ)	a	調査・設計業務	「各種申請書類作成等業務(関係機関との協議調整等を含む)」とありますが、長与町取水施設整備に伴う「取水地点の変更」の変更認可は発注者側での対応との理解で宜しいでしょうか。	長崎市及び長与町の水道事業変更認可申請ですので、事業者側の業務に含まれます。
91	7	第1章	1	(5)	イ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の1つ目	「各種調査業務(現地測量、(中略)電波障害等調査等)」について、電波障害等調査「等」の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。また、記載事項以外の想定が無ければ、この「等」は削除願います。	No.45をご参照ください。
92	7	第1章	1	(5)	イ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の2つ目	「説明会等実施支援業務」について、説明会等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。また、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	No.46をご参照ください。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
93	7	第1章	1	(5)	イ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の3つ目、4つ目	「基本設計業務、詳細設計業務」について、設計仕様は、長崎市及び長与町の各仕様条件に基づくこととの理解で宜しいでしょうか。仮に、長崎市と長与町の仕様書に相違がある場合は、何れの仕様書を優先するのでしょうか。ご教示願います。	前段については、ご認識のとおりです。 後段については、共同整備分を想定していますが、長崎市の仕様条件を優先します。
94	7	第1章	1	(5)	イ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の3つ目、4つ目	「基本設計業務、詳細設計業務」について、長崎市及び長与町の本事業における市町統一の設計仕様書はございますでしょうか。	No.93を参照ください
95	7	第1章	1	(5)	イ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の5つ目	「各種申請書類作成等業務(関係機関との協議調整を含む)」について、各種申請の内容は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、各種申請書類作成等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。なお、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	No.47をご参照ください。
96	7	第1章	1	(5)	イ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の6つ目	「その他関連業務」について、この関連業務とは、どのような業務を想定されているのかご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
97	7	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	a b	調査・設計業務、建設業務	「a. 調査・設計業務、b. 建設業務」について、建築基準法で定められている工事監理業務の記載がありませんが、当該工事監理業務は、市町又はモニタリング企業が行う、または別途で発注するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務	入札価格の算出のため、必要に応じて既存施設の撤去のうち、必要の判断基準を教えてください。	入札説明書等において公表します。
99	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務	「建設業務(…必要に応じて既存施設の撤去)」について、既設浄水場内の連絡通路等の既設埋設物等の工事は、本工事内とするのでしょうか、若しくは、管路整備業務とするのでしょうか。	既設浄水場内配管のための既設埋設物の撤去は管路整備業務です。
100	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務	「建設業務」について、建築物でない構造物については、建築物と同様な工事監理業務は無いものとの理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務は事業対象外です。
101	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の1つ目	「建設業務(…必要に応じて既存施設の撤去)」について、「必要」の基準が不明確です。提案する場外施設を施工するうえで支障を来さない既存施設部分が撤去に「必要」ではないとの理解で宜しいでしょうか。	No.98をご参照してください。
102	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の1つ目	「建設業務(…必要に応じて既存施設の撤去)」について、適正な入札価格を算出するため、本事業の場外施設において既存施設の撤去で「必要」でないと判断する基準をご教示願います。	No.98をご参照してください。
103	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の1つ目	「建設業務(…必要に応じて既存施設の撤去)」について、全撤去を前提としないのであれば、撤去が「必要」でない既存施設は、事業用地内に現状のまま撤去せずに放置しても事業者が法的罰則は受けないとの理解で宜しいでしょうか。	No.98をご参照してください。
104	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の2つ目	「建設に伴う各種申請等の業務」について、各種申請の内容は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、各種申請等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。なお、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	No.60をご参照ください。
105	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の4つ目	「その他関連業務」について、この関連業務とは、どのような業務を想定されているのかご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
106	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、既設から新設への切替業務に期間の制限(例えば、1ヶ月以内に切替、1週間で切替など)がございましたらご教示願います。	No.50をご参照ください。
107	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、入札公告資料に記載されていない、もしくは既設(道の尾浄水場、浦上浄水場及び長与第二浄水場)の運用状況により、切替に要する期間が事業者提案よりも延長した場合は、それに伴う工期延長及び生じた費用について、設計変更対象として認めて頂けるかの理解で宜しいでしょうか。	別紙2 リスク分担表 をご参照ください。
108	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、既設導・送水管路のバルブ操作、洗管作業及び既設浄水場の浄水量調整が生じますが、これは発注者がご対応する(事業者の範囲外)との理解で宜しいでしょうか。また、事業者が提案した切替業務及び期間について、発注者は積極的にかつ友好的に協力頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	洗管作業に伴い発生する排水の対応は発注者の範囲と理解してよろしいでしょうか。事業者の範囲となる場合、各場外管路の排水先のご提示をお願いします。また、排水する際の水に、水量、水質に条件はあるでしょうか。	質問内容が不明瞭であるため、お答えしかねます。
110	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	c	保守管理業務	「保守管理業務」について、この業務は、今回事業により事業者が導入する設備・機器のみを対象としているとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)をご参照ください。
111	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	c	保守管理業務	「保守管理業務」について、土木建築施設における保守点検及び修繕業務は、どのような業務内容を想定されているかご教示願います。また、その想定外で生じる維持管理期間中の修繕費用は、別途協議との理解で宜しいでしょうか。	No.2、No.3をご参照ください。
112	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	c	保守管理業務	「保守管理業務」について、長崎市整備分の「赤迫高部配水池、道ノ尾配水池、高田越減圧槽」および長与町整備分の「東高田2号配水池、南陽台高部配水池、まなび野高部配水池」で対象としている保守管理業務は、入札説明書でその内容を明確にご提示頂けるかの理解で宜しいでしょうか。	No.3をご参照ください。
113	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	c	保守管理業務	保守点検業務について発注者が設定した基本設計・計画における業務内容を入札説明書にて明確にご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
114	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	c	保守管理業務	修繕業務について発注者が設定した基本設計・計画における業務内容を入札説明書にて明確にご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
115	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	c	保守管理業務	防犯業務について発注者が設定した基本設計・計画における業務内容を入札説明書にて明確にご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
116	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	c	保守管理業務	その他関連業務に含まれる業務にはどのような業務が想定されているかご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
117	8	第1章	1.	(5)	イ	(イ)	d	長期更新計画業務	長期更新計画業務について、具体的な業務内容を入札説明書にてご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。
118	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「同表内の開削工・推進工・水管橋の区分」について、発注者が設定した基本設計における「推進工・水管橋」の具体的な位置及び仕様は、入札説明書にてご提示いただけるかの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において公表します。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
119	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	本事業において通水切替完了後に不要となる既設場外管路については残置とし、詳細設計及び工事段階で計画にない既設管撤去の必要が生じた場合は、設計変更協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
120	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	停水分岐が可能な箇所について、停水可能な時間制限(施工条件)は入札説明書にてご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	不断水分岐については現場状況により不断水位置の変更が必要になることが考えられます。この際の施工延長の増減は施工期間中の設計変更協議対象になるという理解でよろしいでしょうか。	想定外のリスクが発生した場合はご理解のとおりですが、極力変更の少ない詳細設計を求めます。
122	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「同表内の開削工・推進工・水管橋の区分及び数量は、基本設計段階における検討結果及び概算値」について、基本的な場外管路の施工ルート、立坑位置や施工条件は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的な場外管路の施工ルート及び接続管の位置を入札説明書等において公表します。
123	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「共同整備分、※新導水ポンプ場(浦上)は別事業で整備を予定している」について、別事業による工事遅延等で本工事の工期が遅れた場合は、工期延長・設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙2 リスク分担表 をご参照ください。
124	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「長崎市単独整備分(③④⑤⑦)、長与町単独整備分(③④)の停水分岐」について、この作業は発注者との協議後に停水分岐を行い、バルブ閉止・フランジ止め後、既設管残置とするとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
125	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「長崎市単独整備分③新浄水場～道ノ尾配水池・高田越減圧槽 B・C」及び「長与町単独整備分⑥新浄水場～東高田2号配水池場内」について、現在団地造成中の箇所への管路布設工事となりますが、本工事の協議済みとの理解で宜しいでしょうか。また、協議事項は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、提示の予定はありません。
126	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「長崎市単独整備分③新浄水場～道ノ尾配水池・高田越減圧槽 B・C」について、発注者が設定した基本計画では、停水分岐の切替え作業をどのタイミングでの実施として検討されたのかご教示願います。	新浄水場の試運転完了後を想定しています。
127	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「長崎市単独整備分⑥新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F」について、発注者が設定した基本計画の「不断水分岐・緊急遮断弁」の基本的な用途及び施工条件は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「(前略)本事業で実施する詳細設計業務において確定し、設計変更を行う予定」について、「設計変更を行う予定」では適切な入札ができません。「予定」を削除し、「設計変更を行う」と実施方針(案)をご訂正頂くことは可能でしょうか。	入札説明書等において公表します。
129	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「場外管路整備業務」について、設計変更は、公共工物品質確保等に基づくスライド条項(全体スライド、インフレスライド、単品スライド)が適切に活用されとの理解で宜しいでしょうか(別紙2 リスク分担表 1/3 No.33)。	ご理解のとおりです。詳細は入札説明書等において公表します。
130	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「場外管路整備業務」について、入札価格を算出するため、場外管路整備業務の予定価格の積算基準日をご教示願います(別紙2 リスク分担表 1/3 No.33)。	予定価格に係る情報は非公表とします。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
131	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要(長崎市単独整備分①⑥、長与町単独整備分⑤)	「不断水分歧」について、受注後の調査及び詳細設計に基づく設計変更後、建設期間中に現場状況によって不断水位置に変更が生じた場合、その施工延長の変更は建設期間中の設計変更協議対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	No.121をご参照ください。
132	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)	表	施設概要(共同整備分)	「※新導水ポンプ場(浦上)は別事業で整備を予定している」について、「11頁(7)事業スケジュール(計画)」に記載の「設計及び建設工事期間、施設引渡し日等の各日程は、事業者の提案により前倒して設定することができる」としたうえで、この別事業で整備する新導水ポンプ場(浦上)は、どのような工程・工期で完了するのか、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。
133	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)	表	施設概要(長与町単独整備分⑥⑦⑧)	「長与町単独整備分⑥⑦⑧の()内」について、⑥分歧Mと⑦分歧O及び⑧分歧Qに記載の不断水分歧は、新浄水場外施設の場内配管側として計画されているとの理解で宜しいでしょうか。	既設管からの分歧、接続工事は場外管路工事の範囲です。
134	9	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)	表	施設概要(長崎市単独整備分⑥)	「新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分歧F」について、「緊急遮断弁」がありますが、一般的には配水池廻りに設けるものと理解します。この緊急遮断弁は、場外施設の新浦上配水池建設工事に含まれる業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	10	第1章	1.	(5)	ウ	(ア)		施設概要	「②新導水ポンプ場(長与町)～定林堰」および「⑤北陽台配水池・第3配水池向け送水管 J～第5配水池既設連絡管 K」について、管路が不明瞭です。詳細資料は開示もしくは入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
136	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	a	調査・設計業務	各種調査業務のうち地下埋設物調査について、基本計画にて想定している試掘調査の場所・箇所数・試掘延長をご提示ください。	提示の予定はありません。事業者の提案により必要な数量を見込んでください。
137	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	a	調査・設計業務	各種調査業務について、設計及び建設工事請負契約締結後すぐに業務開始することが可能となるよう、発注者の責において調整されるという理解でよろしいでしょうか。	各種調査業務の調整は事業者の業務範囲となります。
138	11	第1章	1	(5)	ウ	(イ)	a	調査・設計業務	「各種申請書類作成等業務(関係機関との協議調整等を含む)」とありますが、具体的にどのような申請を想定しているのでしょうか。	No.42をご参照ください。
139	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の1つ目	「各種調査業務(現地測量、(中略)電波障害等調査等)」について、電波障害等調査「等」の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。また、記載事項以外の想定が無ければ、この「等」は削除願います。	No.45をご参照ください。
140	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の2つ目	「説明会等実施支援業務」について、説明会等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。また、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	No.46をご参照ください。
141	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の5つ目	「各種申請書類作成等業務(関係機関との協議調整等を含む)」について、本業務の対象となる関係機関をご教示願います。また、それらの関係機関は、入札説明書で明示されるとの理解で宜しいでしょうか。	No.47をご参照ください。
142	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	a	調査・設計業務「・」の6つ目	「その他関連業務」について、この関連業務とは、どのような業務を想定されているのかご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
143	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	ab	調査・設計業務、建設業務	調査・設計業務の「各種申請書類作成等業務」および建設業務の「建設に伴う各種申請等の業務」のそれぞれについて、道路使用許可・河川区域内工事に關する許可關係・鉄道近接工事許可の申請及び他埋設企業との協議が想定されますが、事業者側は資料作成支援および協議時の同行のみであり、発注者の責により協議を行うという理解でよろしいでしょうか。	発注者の協力のもと、事業者の責において実施してください。
144	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務	排泥管の設置については、基本設計の際にどのような排泥計画を考えているか、入札説明書にてご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	提示の予定はありません。
145	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務「・」の1つ目	「建設業務(・・・、必要に応じて既存施設の撤去)」について、「必要」の基準が不明確です。指定及び提案する場外管路整備工事を施工するうえで支障を来さない既存施設部分が撤去に「必要」ではないとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
146	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務「・」の1つ目	「建設業務(・・・、必要に応じて既存施設の撤去)」について、通水切替完了後に不要となる既設の場外管路については残置して良いとの理解で宜しいでしょうか。また、設計段階で把握しきれない既設管撤去の必要が、建設工事期間中に生じた場合は、設計変更協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
147	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務「・」の2つ目	「建設に伴う各種申請等の業務」について、各種申請の内容は入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、各種申請等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。なお、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	No.60をご参照ください。
148	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、既設から新設への切替業務に期間の制限(例えば、1ヶ月以内に切替、1週間で切替など)がございましたらご教示願います。	No.50をご参照ください。
149	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、既設浄水場の運用の影響により事業者提案の切替え期間が延長した場合は、それに伴う工期変更と工事費の見直しを設計変更の対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	別紙2 リスク分担表 をご参照ください。
150	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、発注者が設定した切替スケジュール及び切替期間は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提示の予定はありません。
151	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務「・」の3つ目	「試運転調整、切替え対応業務」について、管路整備業務としては、敷地内配管との接続までが切替え対応業務の対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	No.56をご参照ください。
152	11	第1章	1.	(5)	ウ	(イ)	b	建設業務「・」の4つ目	「その他関連業務」について、この関連業務とは、どのような業務を想定されているのかご教示願います。	要求水準書(案)をご参照ください。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
153	11	第1章	1.	(7)				事業スケジュール(計画)	「設計及び建設工事期間、施設引渡し日等の各日程は、事業者の提案により前倒して設定することができる」について、事業者提案の建設期間内には、別事業の前工事が完了しないと着手できない新浄水場外施設や場外管路の工事が含まれます。通常、本事業で設定される工期において、別事業の工程の影響を受けて本事業が着手できない又は遅延した場合の工期延伸は工期変更が認められるものと理解していますが、本事業の提案による工期前倒しにおいても同様の考え方で、受注後の工期変更は認められるとの理解で宜しいでしょうか(別紙2 リスク分担表 2/3 No.58)。	基本的な考え方は、ご理解のとおりですが、工事が多岐にわたることや他工事との調整が必要となるため、適切な工程計画の立案など対策を講じ、事業を着実に実施することを求めます。
154	11	第1章	1.	(7)				事業スケジュール(計画)	「設計及び建設工事期間、施設引渡し日等の各日程は、事業者の提案により前倒して設定することができる」について、2頁(4)ウでは、「本事業の設計・施工業務は各種交付金の対象事業として実施する予定」とされています。仮に工期短縮を提案した場合、各種交付金の申請や行政手続きは何ら問題なく、発注者側で対応できるとの理解でよろしいでしょうか(別紙2 リスク分担表 1/3 No.35)。	ご理解のとおりです。
155	11	第1章	1.	(7)				事業スケジュール(計画)	「設計及び建設工事期間、施設引渡し日等の各日程は、事業者の提案により前倒して設定することができる」について、本工事の予定価格は事業スケジュールの施設引渡し日(設計・建設期間約7年間)を基とし、適正に諸経費等を算出されているとの理解で宜しいでしょうか。	予定価格に係る情報は非公表とします。
156	12	第1章	1.	(7)				事業スケジュール(計画)	試運転期間中及び切替期間中にも運転管理及び保守管理が必要になると思われますが、あくまでも運転維持管理開始期間は全量通水開始後との考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	12	第1章	1.	(7)				事業スケジュール	建設工事期間は、設計を終えて発注者との協議を終えた範囲や内容から建設工事に着手しても良いという前提条件で工期設定を検討して良いでしょうか。	入札説明書等において公表します。
158	12	第1章	1.	(7)				事業スケジュール(計画)	場外管路において、詳細設計段階の現地調査や受注後の県事業との工程調整の結果、管路の施工時期・期間の変更が余儀なくされ(事業者の責によらない場合)、年度毎の工程計画(出来高)の見直しや提案の工期末が延伸した場合は、提案工期の不履行に該当する事なく、工程計画および全体工期の変更協議を行って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	12	第1章	1.	(7)				事業スケジュール(計画)	設計及び建設工事期間(設計及び建設工事請負契約締結日～令和15年3月31日:約7年間)は、期間内であれば、管路の設計期間と施工期間の設定は任意との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
160	12	第1章	1	(7)				事業スケジュール(計画)	設計及び建設工事期間が令和15年3月31日までとありますが、設計期間は事業者提案で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
161	12	第1章	1.	(7)			表	事業スケジュール(計画)	「設計及び建設工事期間」について、期間が定められていますが、コスト縮減および工程短縮の観点から、建築確認申請に含まない準備工事(調査ボーリング、浄水施設の実地試験)や造成工事(構造物土留掘削・既設施設撤去含む)は、貴市との協議が成立したのから工事着手しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	詳細設計後の単価合意をしたものについて、工事着手を認めます。
162	12	第1章	1.	(7)			表	事業スケジュール(計画)	「設計及び建設工事期間」について、この期間には新浄水場、新浄水場外施設及び場外管路の試運転・洗管・水張及び新設から既設への切替完了までが含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
163	12	第1章	1.	(7)			表	事業スケジュール(計画)	「維持管理期間は、全量通水開始後15 年間とする」について、全量通水開始の時点とは、施設能力である29,535m ³ /日を浄水し、29,535m ³ /日の時間最大流量である1,230.6m ³ /時(29,535m ³ /日÷24時間/日)を1時間以上送水できる状態になった時点を示すとの理解で宜しいでしょうか。全量通水開始の定義をご教示願います。	入札説明書等において公表します。
164	12	第1章	1.	(7)			表	事業スケジュール(計画)	「維持管理期間は、全量通水開始後15 年間とする」について、全量通水前の切替期間は、既設浄水場の浄水量と送水量を徐々に減らし、新浄水場の浄水量と送水量を徐々に増やしながら実施していくものと理解します。この切替期間中は、新浄水場で浄水した水を配水池へ送水し、配水池から給水することになるため、新浄水場の運用が半ば開始されている状態となります。その結果、浄水場の運用のために、3頁～4頁で示された運転管理業務、保守管理業務が発生することになります。基本設計における予定価格ではこの切替期間中の運転監理業務、保守管理業務の費用が見込まれているという理解でよろしいでしょうか。また、基本設計において見込んでいる切替期間をご教示願います。	予定価格に係る情報は非公表とします。
165	13	第1章	2.	(3)				特定事業の選定結果の公表	特定事業としての選定を行わないこととした場合、この事業はどのような形で次の発注となるのでしょうか。	現時点では未定です。
166	13	第1章	2.	(3)				特定事業の選定結果の公表	「特定事業の選定結果」について、特定事業選定の評価の結果、特定事業としての選定を行わないこととした場合、本事業は基本設計を見直してDBO方式による一括発注で再公告されるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では未定です。
167	13	第1章	2.	(3)				特定事業の選定結果の公表	「特定事業の選定結果」について、特定事業選定の評価の結果、特定事業としての選定を行わないこととした場合、本事業の入札公告時期はどの程度延期されるのでしょうか。	現時点では未定です。
168	14	第2章	2.	(1)			表	募集及び選定スケジュール	「令和7年6月上旬：第2回質問(その他図書)受付締切」について、「その他図書」とは、具体的にどのような内容の図書が想定されているのかご教示願います。	入札説明書等のうち、参加資格審査に関する書類を除いたものです。
169	14	第2章	2.	(1)			表	募集及び選定スケジュール	「令和7年6月上旬：第2回質問(その他図書)受付締切」について、開示される「その他図書」が事業者の実施する提案(技術提案及び入札価格)に影響を及ぼすものと予測されるため、「その他図書」の開示を早急に対応して頂きたいと考えます。「その他図書」の開示時期は、いつ頃を予定されているのでしょうか。	入札説明書等として、一式で公表します。公表時期は4月上旬を予定しています。
170	14	第2章	2.	(1)			表	募集及び選定スケジュール	「令和7年11月下旬：提案審査及びヒアリング」について、提案審査及びヒアリング時に事業者から発注者への技術提案に関するプレゼンテーションを実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	16	第2章	2.	(2)	ウ	(イ)		原水の採水(留意事項)	「原水の採水」について、採水量に制限は無いとの理解で宜しいでしょうか。	採水量については採水時にご確認ください。
172	16	第2章	2.	(2)	キ			技術対話の実施	「技術対話の実施」について、ここで実施された対話の内容は議事録に記録され、契約図書の一部として取り扱われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご意見として承ります。
173	16	第2章	2.	(2)	キ			技術対話の実施	「技術対話の方法等は入札説明書において提示する」について、事業者側(入札参加グループ)からは、設計企業3名(営業1名、設計2名)、土木・建築企業7名(営業2名、土木3名、建築2名)、機械・電気企業6名(営業2名、機械2名、電気2名)、管路企業3名(営業1名、土木2名)、運転維持管理企業2名(営業1名、維持管理1名)の計21名による参加をご検討頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご意見として承ります。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
174	17	第2章	2.	(5)				落札者を決定しない場合(3行目)	「特定事業の選定を取り消す」について、本入札が不調(落札者が決定されない)となった場合は、基本設計を見直し後、DBO方式による一括発注での再公告を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	現時点では未定です。
175	18	第2章	3	(1)				事業スキーム図	事業スキーム図に協力企業(地元企業)とありますが、これは協力企業は地元企業に限るという意図ではなく、協力企業に必ず地元企業を含むことを示しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	18	第2章	3.	(1)				事業スキーム	「協力企業への下請発注にあたっては、地元企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮すること」について、本文の一方で、スキーム図の下段枠では「協会社(地元企業)」と限定し、欄外に「※協力企業は、地元企業を必ず含めること」としています。スキーム図の記載は「協会社(地元企業を可能な限り活用)」との表記が正しいとの理解で宜しいでしょうか。	No.を175ご参照ください。
177	18	第2章	3.	(1)				事業スキーム	「事業スキーム図」について、SPCにて運転管理、保守管理を実施する記載となっておりますが、他事例ではSPCに出資している構成企業(維持管理企業含む)へ一部委託している事例もあります。本事業においてもSPCに出資している構成企業(維持管理企業含む)への一部委託は可能という理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
178	19	第2章	3	(2)		(ア)		参加者の業種について	構成企業数の上限は任意とするとありますが、同業種が複数存在してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	19	第2章	3.	(2)		(イ)		入札参加者の構成等	提案書提出時に・・・、協力企業の別を記載することとありますが、協力企業は入札段階でのものとし、受注後に変更が生じて、事業者にはペナルティーは発生しないと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
180	19	第2章	3.	(2)		(イ)		入札参加者の構成等	「提案書提出時に、入札参加グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること」について、事業者提案評価時に協会社(地元企業、地元外企業の別に関係なく)の数により、評価点が加点されるということはあるのでしょうか。	入札説明書等において公表します。
181	19	第2章	3.	(2)		(イ)		入札参加者の構成等	「提案書提出時に、入札参加グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること」について、提案書提出時に全ての協力企業を決定することは不可能です。協力企業は提案書提出時の時点で選定できる企業との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	19	第2章	3.	(2)		(イ)		入札参加者の構成等	「協力企業の記載」について、協力企業は、提案書提出時の時点で何らかの証明書類(協力企業としての参加表明、想定請負金額)の提出が求められるのでしょうか。	協力企業については、想定請負金額を明示いただく予定です。
183	19	第2章	3.	(2)		(ウ)		入札参加者の構成等	場外施設の管路工事を行う企業(工事企業(管路))において、場外管路の構成企業を甲型JV(3社)で組成し、協力業者のほかに、構成企業(3社)が各々単独で直接施工に従事した場合、3社が出資比率に応じた範囲内での施工とすれば、施工体制は認められるとの理解で宜しいでしょうか。また、法関係・税務関係に問題は発生しないのでしょうか。	JV組成の全体像が不明瞭であるため、お答えしかねます。
184	19	第2章	3.	(2)		(ウ)		入札参加者の構成等	「(ウ)の本文」について、「本施設」の定義付けが不明です。文中には対義して「場外施設」が記載されていますが、「本施設」とは「①新浄水場、②新浄水場外施設」を意味し、「場外施設の管路工事」とは「場外の管路工事」を意味しているとの理解で宜しいでしょうか。	「本施設」とは「①新浄水場、②新浄水場場外施設、③場外管路」を意味し、本事業で整備する全ての施設です。
185	19	第2章	3.	(2)		(ウ)		入札参加者の構成等	「場外施設の管路工事の設計を行う企業」について、この設計企業は「本施設の設計を行う企業(設計企業)」に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
186	19	第2章	3.	(2)		(ウ)		入札参加者の構成等	「場外施設の管路工事を行う企業(工事企業(管路))」について、この工事企業(管路)の構成員を代表企業A社としたB社・C社との3社JV(甲型)で結成した場合、元請・下請としての請負比率が甲型JVとしての請負比率と同値以下であれば、A社の協力企業としてB社が施工を行うことは可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	JV制度の趣旨に反するため、認められません。
187	19	第2章	3.	(2)		(ウ)		入札参加者の構成等	「場外施設の管路工事を行う企業(工事企業(管路))」について、この工事企業(管路)の構成員をA社・B社・C社の3社JV(乙型)で結成した場合、A社の分担施工範囲においてB社が協力企業として施工を行うことは可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	JV制度の趣旨に反するため、認められません。
188	19	第2章	3.	(2)		(ウ) (エ)		入札参加者の構成等	「(ウ)・(エ)」について、本事業は「①新浄水場、②新浄水場外施設及び③場外管路の整備」を一括発注方式により実施するため、設計業務を設計企業JV(乙型)として2社で構成し、設計企業A社(①②担当)と設計企業B社(③担当)とで本事業で分担設計とすることは、認められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	19	第2章	3.	(2)		(ウ) (エ)		入札参加者の構成等	「(ウ)・(エ)」について、本施設の工事企業(土木建築)は、地元企業を活用するため、①新浄水場を「土木建築企業A社(市外)と土木建築企業B社(地元)との2社JV(甲型)」として参加し、さらに②新浄水場外施設を「土木建築企業A社(市外)」が単独で参加することは可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	JV組成の全体像が不明瞭であるため、お答えしかねます。
190	19	第2章	3.	(2)		(ウ) (エ)		入札参加者の構成等	「(ウ)・(エ)」について、入札参加グループで乙型JVを結成した場合、そのうちの工事企業(管路)は、管路企業A社(市外)と管路企業B社(地元)との乙型JVを結成し、さらにその管路企業B社(地元)は管路企業C社と甲型JVを結成して、工事企業(管路)を3社JVで参加することは可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	JV制度の趣旨に反するため、認められません。
191	19	第2章	3.	(2)		(カ)		入札参加者の構成等	「協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること」について、協力企業には「長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者」も含んで良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	19	第2章	3.	(2)		(カ)		入札参加者の構成等	「協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること」について、協力企業との契約は受注後しかできません。仮に、本件受注後の詳細設計業務において、事業者の責によらない調査結果で提案工法の変更を余儀なくされた場合など、明記した協力企業を活用できなかった場合には、提案不履行のペナルティ等は科せられないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	19	第2章	3.	(2)		(カ)		入札参加者の構成等	「協力企業」について、入札参加グループの建設業務を行う者が特定建設工事共同企業体(乙型)を結成した場合、「場外施設の管路工事を行う企業(工事企業(管路))」の構成企業が、「本施設の土木及び建築工事を行う企業(工事企業(土木建築))」の「本施設の管路工事(場内)」を行う協力企業として業務に携わることは可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	JV制度の趣旨に反するため、認められません。
194	19	第2章	3	(2)		(ケ)		協力企業について	一社でも地元企業が含まれていれば、地元企業でなくても参画可能でしょうか。また、協力企業に維持管理会社が含まれていても可能でしょうか	参画可能です。また、協力企業に維持管理会社が含まれていても差し支えございません。
195	19	第2章	3	(2)		(コ)		構成企業の変更	構成企業の変更について記載がありますが、協力企業についての記載はないため、協力企業の変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	20	第2章	3.	(3)				業務実施企業の入札参加資格要件	文末の「なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる」について、「当該複数業務」とは、仮に建設業務で言えば、「本施設の機械設備工事と電気工事」が当該複数業務に該当するといった理解で宜しいでしょうか(例えば、工事企業(機械)と工事企業(電気)の構成会社を1社の企業で構成できるとの理解でよい)。	ご理解のとおりです。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
197	20	第2章	3.	(3)	ア	(イ)		共通事項	「長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者」とは、「長崎市の入札参加資格者名簿」を指し、これに長崎市上下水道局も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿は、長崎市の入札参加資格者名簿の例によると要綱で規定されているため、長崎市の入札参加資格者名簿に登録されていれば、長崎市上下水道局の参加資格者名簿に登録されていることになります。
198	21	第2章	3.	(3)	イ	(イ)		設計業務を行う者(設計企業)	(エ)について、「また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと」とありますが、設計業務で乙型JVを組んで新浄水場・場外施設・場外管路に構成企業を分けても、そのうち新浄水場を設計する1社が要件を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	新浄水場及び場外施設の設計業務を担うそれぞれの企業が要件を満たすことが求められます。
199	21	第2章	3	(3)	イ			設計業務を行う者(設計企業)	設計企業について、工事企業と同様に、共同企業体構成は問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	21	第2章	3	(3)	イ			設計業務を行う者(設計企業)	「設計企業は、以下に示す(ア)から(オ)までの要件を全て満たしていること。」とありますが、共同企業体の場合、設計代表企業がすべて満たしていれば、構成企業は全て満たさなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	共同企業体の構成、担う業務が不明確であるため、お答えしかねます。
201	21	第2章	3	(3)	イ			設計業務を行う者(設計企業)	設計企業で、共同企業体を構成する場合、建築設計企業は、(ア)(イ)を満たしていればよいとの理解で宜しいでしょうか。	共同企業体の構成、担う業務が不明確であるため、お答えしかねます。
202	21	第2章	3.	(3)	イ	(イ) (オ)		設計業務を行う者(設計企業)	「設計企業の要件(エ)(オ)の詳細設計実績」について、要件(ア)～(ウ)を満たす設計企業A社が、要件(エ)と(オ)とで、別の工事による詳細設計実績を提出しても、(エ)と(オ)のそれぞれで要件が満たされていれば、その設計企業A社は(ア)～(オ)のすべての要件を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	21	第2章	3.	(3)	イ	(イ)		設計業務を行う者(設計企業)	「同一の業務を複数で行う場合」について、設計企業を「要件(エ)を満たす①新浄水場と②新浄水場外施設の設計業務を行う者(設計企業A社)」と「要件(エ)を満たさない③場外管路の設計業務を行う者(設計企業B社)」とで設計企業JV(乙型)を結成した場合、設計企業A社とB社は、「同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	設計企業B社は、(オ)の要件を満たすことを求めますので、認められません。
204	21	第2章	3.	(3)	イ	(オ)		設計業務を行う者(設計企業)	「詳細設計業務を元請けとして履行し、完了した実績」について、「平成27年4月1日以降」の実績とは、テクリスで示される「履行期間末」が平成27年4月1日以降であれば認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
205	21	第2章	3.	(3)	イ	(オ)		設計業務を行う者(設計企業)	「上水道管路における詳細設計業務を元請けとして履行し、完工した実績」について、その実績を浄水場事業(DB方式)で、入札参加グループ(乙型JV)の構成企業として設計企業(単独)で履行し、完工した実績は、元請けとしての実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の想定では、判断しかねます。
206	22	第2章	3.	(3)	ウ	(エ) ～ (キ)		建設業務を行う者(工事企業)	「工事企業の要件(エ)～(キ)」について、「平成27年4月1日以降」の施工実績とは、コリンズで示される「契約工期末」が平成27年4月1日以降であれば認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
207	22	第2章	3.	(3)	ウ	(イ)		建設業務を行う者(工事企業)	「工事企業(土木建築)は(中略)急速ろ過方式浄水場における土木工事(主要な土木構造物を含む)の施工実績があること」に対し、急速ろ過方式浄水場における「施設再構築 沈でん池・活性炭接触池設置工事(旧沈でん池を解体し、活性炭接触池と沈でん池を構築する工事)」の施工実績は要件を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の想定からは、判断しかねます。
208	22	第2章	3.	(3)	ウ	(イ)		建設業務を行う者(工事企業)	「工事企業(土木建築)は(中略)膜ろ過方式又は急速ろ過方式浄水場における土木工事(主要な土木構造物を含む)の施工実績があること」に対し、膜ろ過方式浄水場における「二次ろ過棟建築工事(施設1棟のうち、地上部が膜ろ過施設(建築工事)、地下部分が原水槽・処理水槽等の土木工事)」の施工実績は要件を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の想定からは、判断しかねます。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
209	22	第2章	3.	(3)	ウ	(イ)		建設業務を行う者(工事企業)	「工事企業(土木建築)は(中略)膜ろ過方式又は急速ろ過方式浄水場における土木工事(主要な土木構造物を含む)の施工実績があること」に対し、確実に施工実績を満たすため、膜ろ過方式の土木工事と急速ろ過方式の土木工事の施工実績とで、複数件の施工実績で資格確認を頂くことは可能でしょうか。	可能です。
210	22	第2章	3.	(3)	ウ	(キ)		建設業務を行う者(工事企業)	「工事企業(管路)は(中略)口径φ400mm以上の上水道管路工事の施工実績を有していること」に対し、「上水道:配水池の送配水管径φ1,200mm(延長180m)」の施工実績は要件を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	24	第2章	5.	(1)				提案等の審査	入札額に関する審査において、入札額を設定するため、本事業の予定価格の積算基準日を教えてください。	予定価格に係る情報は非公表とします。
212	24	第2章	5.	(1)			表	提案等の審査	「入札額に関する審査」について、本事業の予定価格及び最低制限価格は入札説明書で公表されとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
213	24	第2章	5.	(1)			表	提案等の審査	「入札額に関する審査」について、入札価格を算出するため、本事業の予定価格の積算基準日をご教示願います。	予定価格に係る情報は非公表とします。
214	24	第2章	5.	(2)				地域経済への配慮	・・・地域経済への貢献金額が少なくとも30%以上となるような提案は、入札参加グループの構成企業が地元企業であればその金額も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札説明書等において公表します。
215	24	第2章	5.	(2)				地域経済への配慮(2段落目)	「本事業の入札価格に占める地域経済への貢献金額が少なくとも30%以上となるような提案に努めること」について、「地域経済への貢献金額」の考え方は、「入札参加グループの構成企業の一員が地元企業であり、その構成企業の請負金額も地域経済への貢献金額に対する提案として評価される」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、構成企業(地元企業)から協力企業(地元)への貢献金額は加算されません。
216	24	第2章	5.	(2)				地域経済への配慮(2段落目)	「本事業の入札価格に占める地域経済への貢献金額が少なくとも30%以上となるような提案に努めること」について、「地域経済への貢献金額」の考え方は、「入札参加グループの構成企業の一員が地元企業であり、その構成企業が直営で建設工事を実施する場合の請負金額も地域経済への貢献金額に対する提案として評価される」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、構成企業(地元企業)から協力企業(地元)への貢献金額は加算されません。
217	24	第2章	5.	(2)				地域経済への配慮(2段落目)	「本事業の入札価格に占める地域経済への貢献金額が少なくとも30%以上となるような提案に努めること」について、「地域経済への貢献金額」の考え方は、長崎市・長与町に限定されるのか、長崎県全域まで対象とするのかご教示願います。	地元企業とは、長崎市上下水道局物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿の名簿に地域区分が市内又は認定市内として登録がある者を言いますので、この定義に準じます。
218	25	第3章	1.	(2)				特別目的会社(SPC)の設立	「SPCの設立」について、将来的に長崎市や長与町によるSPCへの資本参加の可能性はございますでしょうか。	現時点では予定しておりません。
219	25	第3章	1.	(2)				特別目的会社(SPC)の設立	「SPCの出資については、入札参加グループの代表企業及び構成企業のみSPCに出資できるものとし、工事企業(機械)、工事企業(電気)及び維持管理企業はSPCに必ず出資し構成員となるものとする」について、入札参加グループの代表企業が工事企業(土木建築)であった場合、代表企業はSPCに出資しなくても良いとの理解で宜しいでしょうか(その他は文面通りとした場合)。	ご理解のとおりです。
220	25	第3章	1.	(3)				事業契約の締結	「設計及び建設工事請負契約(新浄水場、場外施設、場外管路)」について、本事業は①新浄水場(DBO方式)、②新浄水場外施設(DBM方式)、③場外管路(DB方式)と3つの発注方式を一括で発注します。そのため、本事業の予定価格としては①～③の各々単独での予定価格が入札説明書で公表され、各々での予定価格と入札価格から各々の落札率を算出し、契約されとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
221	26	第3章	2.					責任分担に関する基本的な考え方	本市町が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市町が責任の一部又は全部を負担することとありますが、本市町が負うべき合理的理由があるリスクは、本市町が責任の全部を負担するが正解ではないでしょうか。	リスクの種類として、本市町及び事業者の双方が負うべきものもありますので、このような表現としております。詳細は、入札説明書等において公表します。
222	26	第3章	2					責任分担に関する基本的な考え方	「ただし、本市町が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市町が責任の一部又は全部を負担することとする。」とありますが、本市町が負うべき合理的理由があるため、本市町が全部を負担するという理解で宜しいでしょうか。	No.221をご参照下さい。
223	26	第3章	2.					責任分担に関する基本的な考え方	「(前略)ただし、本市町が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市町が責任の一部又は全部を負担することとする」の記載について、「責任の一部」の記載は間違いでは有りませんか。本文より削除願います。	No.221をご参照下さい。
224	26	第3章	2.					責任分担に関する基本的な考え方	「事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本市町が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市町が責任の一部又は全部を負担することとする」について、後段で本市町が一部のみを負担した場合、残りの部分の負担は事業者に責任がなくとも事業者が責任を負うと読み取れます。「本市町が負うべき合理的な理由があるリスクについては、本市町が全部を負担する」という理解で宜しいでしょうか。	No.221をご参照下さい。
225	26	第3章	5.	(4)	ア			設計及び工事段階(1段落目)	「設計及び施工監理業務はモニタリング企業に一部発注を行う予定」について、一部発注内容とはCM業務など、本事業の契約外の内容であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	27	第3章	5.	(4)	イ			運転維持管理段階	事業者の実施する運転維持管理業務の水準が本市町で定める水準を下回ることが判明した場合～とありますが、本市町で定める水準は入札説明書にて詳細にご教示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	27	第3章	5.	(6)				モニタリング費用の分担	事業者自らが実施するセルフモニタリングの詳細は、入札説明書でご提示頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	27	第3章	5.	(6)				モニタリング費用の分担	「事業者自らが実施するセルフモニタリング」について、その内容及び頻度については、事業者提案によるという理解で宜しいでしょうか。	モニタリング基本計画書等に基づいて、事業者及び発注者の協議によって定めます。詳細は、入札説明書等において公表します。
229	29	第4章	2	(3)				建設用地の制限等	汚水なしと記載されていますが、配水池築造の際の、コンクリート養生水やPCグラウト等によって発生した水の処理(pH調整等)に掛かる費用は計上されていますか。また、計上されていない場合は協議対象となりますか。	前段については、予定価格に係る情報は非公表とします。後段については、必要な費用を見込んで提案してください。
230	29	第4章	1.	(5)				(新浄水場)土壌汚染	「土壌汚染調査は不要であるが、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、届け出を行うこと」について、「一定規模」の規模及び「土地の形質変更」に該当する形質変更の内容を具体的に ご教示願います。	土壌汚染対策法に準ずることとします。
231	29	第4章	2.	(3)				(新浦上配水池、新女の都ポンプ場)建設用地の制限等	新配水池築造の際に生じるコンクリートの養生水及びPCグラウトの排水は、pH調整後に雨水と同様に排水しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
232	29	第4章	2.	(4)				新浦上配水池、新女の都ポンプ場	「接続道路」について、関連事業が実施する工事用道路の工事の規模・範囲・時期・工程といった場外管路の施工条件は、入札説明書でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。
233	29	第4章	2.	(5)				(新浦上配水池、新女の都ポンプ場)土壌汚染	「一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、届出を行うこと」について、「一定規模」の規模及び「土地の形質変更」に該当する形質変更の内容を具体的に ご教示願います。	No.230をご参照ください。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
234	30	第4章	3.	(3)				(新導水ポンプ場(長与町))建設用地の制限等	「新導水ポンプ場(長与町)」について、本施設は建築完了後は騒音規制法での特定施設に該当するでしょうか。6頁に記載された表中の施設概要より、空気圧縮機又は送風機7.5kW以上の設備は無く、他機器についても無いと理解します。仮に騒音規制法の特定施設として該当しない場合、認定こども園の付近-5dB(夜間40dB)についても努力義務という理解で宜しいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段もご理解のとおりですが、認定こども園等周辺環境への配慮を求めます。
235	32	第6章	1.	(1)				事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる」について、一定期間内に改善策を提出するうえで、事業者から質問する打合せ記録書への回答は、発注者から何日以内に頂けるかご教示願います。	想定事象が不明であるため、判断しかねます。都度協議によります。
236	33	第7章	1.					法制上の措置	「事業者は工事着手の予定日から本施設の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市町が所有する事業用地(本事業における建設工事予定地に限る。)を無償で使用する。また、本市町は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する」について、本事業の提案にあたり、工事施工範囲近辺での、市町より許認可が得られる土地関係の公開は実施頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、公開時期についてご教示願います。	公開の予定はありません。
237	33	第7章	3.					財政上及び金融上の支援	「事業者は、本市町が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力するものとする」について、本協力は、管路整備業務において、完成・引渡し・検査書類ベースでの協力と理解して宜しいでしょうか。また、協力した出来高毎に工事引渡しとし、管路整備工事の履行保証期間は、その引渡し後の2年間であるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
238	33	第7章	3.					財政上及び金融上の支援	「事業者は、本市町が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力するものとする」について、本協力は、本建設業務において、完成・引渡し・検査書類における協力と理解して宜しいでしょうか。また、協力した出来高毎に工事引渡しとし、その引渡し後の瑕疵担保期間は民法上の期間であるとの理解で宜しいでしょうか。	No.237をご参照ください。
239	33	第8章	5.					実施方針に関する問い合わせ先	「本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする」について、本件問い合わせは実施方針(案)の質問・意見書の提出に限らず、公告期間中であれば、電話や電子メールで問い合わせても良いとの理解で宜しいでしょうか。	事業者間の公平性を損なうことから、原則応じないこととしています。
240		別紙1						別紙1	「長崎市・長与町 全体計画図ほか(計3枚)」について、場外管路の施工で河川横断・軌道横断が想定されます。河川横断・軌道横断については、発注者が行った基本設計段階において関係機関と協議済であるとの理解で宜しいでしょうか。また、JR軌道横断箇所の設計及び施工会社については、協議済みであるとの理解で宜しいでしょうか。	事前協議は実施しておりますが、関係機関との協議は設計業務時に行う想定としています。なお、JR軌道横断箇所は入札説明書等で削除する予定としております。
241		別紙1						別紙1	「長崎市・長与町 全体計画図ほか(計3枚)」について、長与町単独整備分⑤のうち第2浄水場～第5連絡管の新設ルートは、軌道横断箇所も含め、公道以外を通る計画と想定されます。当該ルートは占用協議済みで、占用が可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	No.240をご参照ください。
242		別紙1						別紙1	「長崎市・長与町 全体計画図」について、長崎市単独整備分③・長与町単独整備分⑥は宅地整備事業中の範囲を通る計画と想定されます。舗装の掘削制限期間に場外管路を施工する可能性が想定されますが、関係機関の許可を頂いているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243		別紙1						(別紙1)	「長崎市・長与町 全体計画図ほか(計3枚)」について、本計画図に記載の場外管路路線図では、推進工の基本計画範囲が読み取れません。場外管路のその他図書は、別途で開示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
244		別紙1						(別紙1)	「長崎市 全体計画図」について、本事業の入札において、長崎県が別途で発注する「長崎水害緊急ダム事業の施工範囲(緑色)」の詳細図や施工計画(工事工程表含む)の把握が必須となります。これらの資料は、入札説明書やその他図書で開示されるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
245		別紙2						リスク分担表	※4 原料(電力、薬品等の使用料変動)リスクについては一定の割合を超える費用負担は発注者及び受注者、それ以外は受注者の負担とし、詳細は設計建設工事請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)において定めるとありますが、それ以外とは何を指すのかご教示願います。	入札説明書等において公表します。
246		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.5	法制度において、法制度・許認可は、実施方針公表の令和7年1月より新設・変更によるものを規定しているとの理解でよろしいでしょうか。	公告時とします。
247		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.17, 18	「住民対応」について、本事業は「①新浄水場、②新浄水場外施設、③場外管路」と施工範囲がかなり広く、多くの場所で住民対応が発生します。このため、「No.17, 18:事業者の(中略)による住民反対運動等」の具体的な内容については、入札説明書や設計及び建設工事請負契約書(案)で明確にご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご意見として承ります。
248		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.17, 18	「事業者の帰責事由に(中略)に関する住民反対運動等」について、住民反対運動等の「等」とは、他に何を想定されているのかご教示願います。また、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	住民等の反対運動や、訴訟等を想定しています。
249		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.16～21	「住民対応、環境問題、第三者賠償」について、場外施設の新浦上配水池造成工事は切土のり面の法肩周辺に閑静な住宅が多く存在します。また、事業用地の地質は硬質で施工中の騒音・振動が住民に与える影響が懸念されます。一方で当該事業用地は、29頁に「騒音・振動規制なし」と建設用地の制限が提示されています。これらを踏まえて、事業者の提案する技術の評価・承認頂き、その施工方法・手順において事業者が誠実に工事を履行したうえで生じた工事反対の住民運動による工事中断期間や環境対策による施工方法の見直し、騒音・振動を起因とした第三者賠償は、事業者の責によらず、発注者の責となるとの理解で宜しいでしょうか。	騒音・振動に関する条件については、No.79をご参照ください。騒音・振動を起因とした第三者賠償は、発注者の帰責事由によるものを除き、事業者の責で行われることを基本とします。
250		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.19	「事業者の提案内容、行う業務に起因する環境問題」について、負担者が「事業者」とされていますが、事業者提案は24頁「5. (1)提案等の審査」を経て、採択されるものと理解しています。よって、事業者の提案内容の全てが事業者側のリスクとは成り得ないものとの理解で宜しいでしょうか。	環境問題に関しては発注者の帰責事由によるものを除き、事業者側のリスクで行われることを基本とします。
251		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.21, 22	「第三者賠償」について、本事業は「①新浄水場、②新浄水場外施設、③場外管路」と施工範囲がかなり広く、多くの場所で第三者との関連が生じます。このため、「(21)事業者の帰責事由による第三者賠償等(調査、建設、運転管理・保守管理段階における事故、騒音、振動、光、臭気に関するもの等)」と「(22)市町の帰責事由による事業期間中の第三者賠償等」に記載の「等」に何が含まれるのか具体的な内容については、入札説明書や設計及び建設工事請負契約書(案)で明確にご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、記載事項以外の想定が無ければ、「等」は削除願います。	ご意見として承ります。
252		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.32	「設計・工事・維持管理段階のリスクをカバーする保険」について、負担者が事業者とされていますが、設計・工事・維持管理段階で想定されるリスクとその事案をカバーする保険の種類を具体的に教示願います。	事業者側の判断によるものと認識してします。
253		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.32	「設計・工事・維持管理段階のリスクをカバーする保険」について、どの程度の金額規模のリスクをカバーする保険を想定されているのでしょうか。保険の種類を具体的に提示をお願いします。	No.252をご参照ください。
254		別紙2						(別紙2)リスク分担表1/3①No.33	物価変動に対するリスクについて、『※2:物価変動リスクについては、一定の割合を超える費用負担は発注者』と記載されています。「一定の割合を超える」について建設労務単価・建設資材単価・設備工事費・設計運転管理労務単価がどのくらい高騰した場合を指すのか、具体的に提示願えませんか。	入札説明書等において公表します。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
255		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3②No.40	「市町が実施した測量・調査」について、新場外施設の新浦上配水池を造成中、切土法面にすべり面(既往調査ボーリングで発見できない)が判明し、提案工法よりもコストの高い法面抑止工事等が必要となった場合は、設計変更対象とするとの理解で宜しいでしょうか。また、それに伴う工期変更協議はして頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	適切なリスク管理・調査計画を遂行した上で施工を行うことを求めます。やむを得ない事由による場合は、都度協議の上決定します。
256		別紙2						(別紙2)リスク分担表③No.46	「建設予定地以外の建設に要する用地の追加的確保に関するもの」について、本事業の提案にあたり、工事施工範囲近辺での、市町より許認可が得られる土地関係の公開は実施頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、公開時期についてご教示願います。	提示する予定はありません。
257		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.48	「既存資料で把握可能な既設杭、場内配管等の地中埋設物に関するもの」について、発注者より提示される既存資料に未記載、把握不可能な既設配管を場内埋設配管施工中に破損させてしまった場合は、事業者リスクではなく、発注者リスクと理解して宜しいでしょうか。	個別事由については、都度協議となります。
258		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.48	「既存資料で把握可能な既設杭、場内配管等の地中埋設物に関するもの」について、これは事業者負担とされていますが、「既存資料で把握可能な場外配管の地中埋設物に関するもの」は、市町又は事業者の何れが負担するのでしょうか。	事業者が負担します。
259		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.48	「既存資料で把握可能な既設杭、場内配管等の地中埋設物に関するもの」について、これは事業者負担とされていますが、「既存資料で把握不可能な既設杭、場内配管等及び場外配管の地中埋設物に関するもの」は、市町が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	基本的な考え方はご理解のとおりですが、適切な調査を行った上で詳細設計を実施することとしてください。
260		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.58	「提案による工期短縮」について、「①受注前に関連する県事業(長崎水害緊急ダム事業)との工程調整はできません」また「②受注前に事業者からは県事業のスケジュールを把握できません」。よって、公告資料で把握できない事象や県事業の遅延が影響し、提案工期の延伸・工事費の増大が余儀なくされた場合は、「(58)市町の帰責事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大」に該当し、リスク分担は市町側であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.58	他事業調整において、他事業の事業者の帰責による工事の遅延・工事費増大は市町の分担に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3No.60	発注者から要求性能の不適合と判断された場合は、判断するに至った経緯や理由を提示頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、それに対して事業者は発注者と協議の機会が与えられ、協議結果次第では要求性能適合と判断頂けるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
263		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.61	「施設瑕疵」について、瑕疵担保期間の開始時点は、部分竣工し中間検査が終了した時点との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
264		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.61	「施設瑕疵」について、本事業の瑕疵担保期間は、民法上の瑕疵担保期間を指すとの理解で宜しいでしょうか。また、瑕疵担保の終了日は、設計及び建設工事請負契約書(案)でご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等において公表します。
265		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.62	「工事現場における事故等の発生」について、全て事業者側のリスクとなっていますが、工事段階中での現場見学会などの第三者や市町の職員の安全性確保は、その会の主催者責任であるとの理解で宜しいでしょうか。発注者側のリスク分担についても、追記願います。	現場見学会の安全性の確保は事業者に求めることを基本とします。個別事由については、都度協議となります。
266		別紙2						(別紙2)リスク分担表2/3③No.62	「工事現場における事故等の発生」について、全て事業者側のリスクとなっていますが、工事段階中に市町の職員の現場立ち入りや電気保安協会・埋設企業の点検業務で、事業者の責に無い事故が発生した場合は、各人の所属機関の責であるとの理解で宜しいでしょうか。	No.265をご参照ください。

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	質問への回答
267		別紙2						(別紙2)リスク分担保表2/3④No.67	本項目は「原水水質事故」に関するリスク分担保と理解します。表中の「原水水質事故等における～」とありますが、「等」とは、原水水質事故以外で何を指すのかご提示をお願いします。また仮に他に指す事項が無ければ「等」の削除をお願い致します。	ご意見として承ります。
268		別紙2						(別紙2)リスク分担保表2/3④No.67	「(発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等)」とありますが、「等」とは他に何を指すのかご提示をお願いします。また仮に他に指す事項が無ければ「等」の削除をお願い致します。	ご意見として承ります。
269		別紙2						(別紙2)リスク分担保表2/3④No.72	原料No.72では電力、薬品等の使用量、また※4では電力、薬品等の使用料となっていますが使用量、使用料どちらが正しいのでしょうか。	使用量が正となります。
270		別紙2						(別紙2)リスク分担保表2/3④No.73	施設性能(整備施設)に対するリスクについて、『要求される性能を満たしていないために、改修等の必要が生じるリスク』とあります。構造物の供用期間が製造メーカーの保証期間を超えた時、構造物の保証期間を過ぎたことで「要求される性能を満たしていないために、改修等を行う必要が生じる」と判断され、改修等が必要となりますか。またその場合、改修等費用は協議対象となりますか。	製造メーカーの保証期間で要求性能の達成状況を判断いたしません。
271		別紙2						(別紙2)リスク分担保表2/3④No.73	「要求される機能を満たしていないために、改修等の必要が生じるリスク」について、これは施工後の製造メーカー保証期間の超過は該当しないとの理解で宜しいでしょうか。また、製造メーカー保証期間後の補修費用は別途協議との理解で宜しいでしょうか。	No.270をご参照ください。
272		別紙2						(別紙2)リスク分担保表3/3④安全対策	「維持管理段階の安全対策」について、施設見学者の事故は市町又は事業者の何れのリスクに該当するのかご教示願います。	別紙2 リスク分担保表1/3 ①共通事項 第三者賠償 をご参照ください。
273								その他	本実施方針に関する質問および発注者様から得られる回答は、本工事の契約図書として取り扱われるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問は契約事項とはなりません。ただし、入札説明書等の参考とさせていただきます。
274								その他	本質問書及び回答書は、契約図書となるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問は契約事項とはなりません。ただし、入札説明書等の参考とさせていただきます。